

契約者様

日本生命保険相互会社

**新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払いについて**

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に十全な対応をすべく、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、生命保険協会のガイドラインに基づく特別取扱（以下、「みなし入院」といいます。）として、入院給付金等のお支払いの対象としてまいりました。

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと、および生命保険協会より「みなし入院」における入院給付金の支払対象について検討が行われるよう周知されたことを踏まえ、9月26日(月)以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象を以下のとおり見直すことといたしました。

< 「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象 >

	<b>【1】現行（陽性診断日が9月25日まで）</b>	<b>【2】変更後（陽性診断日が9月26日以降）</b>
支払対象	<p>▶ <b>新型コロナウイルス陽性と診断された方（*1）</b> *1 自ら抗原検査キット等で検査し陽性となった場合は除く</p>	<p>▶ 左記の支払対象のうち、以下の重症化リスクの高い方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">65歳以上の方</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">入院を要する方</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">妊娠中の方</div> <p style="text-align: center;"><b>重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方</b></p>
必要書類*2	<p>「My HER-SYS」の診断年月日が記載された画面を印刷したもの</p> <p style="text-align: center;">↑ 上記がない場合は</p> <p>以下(1)・(2)いずれかの書類のコピー</p> <p>(1) <b>新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる、医療機関が発行する検査結果報告書</b> (被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの)</p> <p>(2) <b>自治体の健康フォローアップセンター(*3)の受付結果</b> (被保険者名の記載があるもの)</p>	<p>「My HER-SYS」の診断年月日が記載された画面を印刷したもの</p> <p style="text-align: center;">↑ 上記がない場合は</p> <p>以下(1)・(2)いずれかの書類のコピー</p> <p>(1) <b>新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる、医療機関が発行する検査結果報告書</b> (被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの)</p> <p>(2) <b>自治体の健康フォローアップセンター(*3)の受付結果</b> (被保険者名の記載があるもの)</p> <p style="text-align: center;"><b>+</b></p> <p><b>以下に記載の追加資料(コピー)</b></p> <p><input type="checkbox"/> 妊娠中の方…母子手帳等</p> <p><input type="checkbox"/> 投薬・酸素投与ありの方…診療明細書(*4)</p> <p>*4…厚生労働省が定める8種類の治療薬のいずれかを投与されていることがわかるもの</p> <p style="text-align: center;">※ <b>65歳以上の方</b>は追加の資料は不要です。</p> <p>※ <b>入院された方</b>については、入院期間がわかる医療機関の証明書（領収証・退院証明等）が必要です。</p>
	<p>*2 上記に加えて、「給付金請求書」「治療内容報告書」もご提出が必要です。</p> <p>*3 自治体ごとに名称が異なるため、お住まいの自治体の名称をご確認ください。</p>	
	<p>療養期間が12日以上の場合、上記証明書に加えて療養期間がわかる療養証明書（保健所・自治体・医療機関発行）が必要です。</p>	

※陽性診断日が2022年9月25日（日）以前の場合は、今後も【1】現行の取扱に基づきご請求いただくことができます。

<今般の見直しの理由>

- ・ 「みなし入院」は「入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合に、約款上の定義には該当しないものの『入院』と同等に取扱う」との考えであること
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象外となる方については、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないこと

※（ご参考）当社ホームページ：

<新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払いについて>

※なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。

上記の見直しに伴い、陽性診断日が9月26日（月）以降の方向けのご案内文書（ビラ）を9月22日（木）に企保ネットに掲載予定です。

※掲載時に改めてご連絡申しあげます。

**（その他ご連絡）給付金のご請求・ご照会について**

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、給付金のご請求を大変多く受付けており、給付金をご請求いただいてからお手続きが完了するまでにお時間を要しております。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

また、給付金請求に関するお問合せが増加しており、以下のお問合せ先へのお電話がつながりにくくなっております。

以上

<本件に関するお問合せ先>

日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課

電話番号：0120-302-438（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝日、12/31～1/3を除く）